

番号	質問	回答
1. 認定申請の方法		
(1)	申請様式は日本語以外での記載も可能でしょうか。また、添付書類についても日本語以外の書類で良いでしょうか。	日本語での記載が必要です。添付書類については、原本が日本語以外の場合、主要項目の和訳についても添付してください。
(2)	省令第6条第1項第4号に規定のある認定供給計画の内容の実質的な変更を伴わない変更に該当するか否かはどのように判断すれば良いでしょうか。	<p>具体的なケースについては、経済産業省製造産業局産業機械課（工作機械関係）又はロボット政策室（産業用ロボット関係）まで御相談ください。</p> <p>なお、以下のようなケースを例示として御確認ください。</p> <p>①事前に変更認定申請が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定供給確保計画の実施のために必要な資金に係る支援の拡充（支援額の増額等）を希望する場合</li> <li>・認定供給確保計画について、生産する特定重要物資等の種類の変更や性能のダウングレード、生産開始時期の後ろ倒し、継続生産期間の短縮、生産能力の縮小等の取組内容の変更が生じる場合</li> </ul> <p>②軽微な変更として事後的な届出で良い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定供給確保事業者の名称・住所等、供給確保計画の取組に直接関係しない記載内容を変更する場合</li> <li>・認定供給確保計画の実施期間を6ヶ月以内の範囲で変更する場合（ただし、実施期間の変更により、継続生産等の要件を満たさなくなる場合には軽微な修正には当たりませんので、ご留意ください。）</li> <li>・認定安定供給確保計画を実施するためには必要な資金の額を10パーセント未満の範囲内で増額し、かつ、当該資金に係る支援の拡充（支援額の増額等）を希望しない場合</li> </ul>
(3)	認定後に支援措置を追加で希望することは可能でしょうか。可能な場合には、どのような手続きが必要でしょうか。	追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更することを条件に、各支援措置の適用について御相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることになります。
(4)	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）による金融機関からの貸付を希望する場合、申請様式にどのように記入すれば良いでしょうか。	<p>ツーステップローンによる金融機関からの貸付を希望する場合には、認定申請書の「5 計画の実施内容」「(4) 取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」のうち、「政府関係金融機関からの借入れ」において、支援を期待する額が分かるように明示してください。また、認定申請書の「5 計画の実施内容」「(5) 期待する支援措置 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）」の「希望する」に○を付けてください。</p> <p>なお、ツーステップローンは、必要な資金（※）が原則として50億円以上、貸付期間が5年以上、民間金融機関との協調融資を原則としています。</p> <p>※事業規模を指しており、指定金融機関からの融資額が50億円以上である必要はありません。ツーステップローンの活用を検討する際には、前広に、指定金融機関にご相談ください。</p> <p>(参考)</p> <p>現在、経済安全保障推進法に基づく指定金融機関として、「株式会社日本政策投資銀行」（DBJ）が指定されています。</p> <p>本店（東京都千代田区大手町）のほか、各支店（北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州）でも相談可能です。</p> <p>日本政策投資銀行HP（本店・支店情報）  <a href="https://www.dbj.jp/co/info/branchnews/">https://www.dbj.jp/co/info/branchnews/</a></p> <p></p>
(5)	申請時に参考資料を添付することは可能でしょうか。	可能です。必要に応じ、申請様式のいずれの記載箇所を補足するものであるかを明示した上で、参考資料を添付してください。なお、必要に応じて、経済産業省側から関係書類の提出を求める場合もあります。
(6)	2以上の事業者で共同で認定申請を行う場合に、それぞれの事業者ごとの計画を認定申請書に記載すべきでしょうか。それとも、全体としてまとめた計画として記載すべきでしょうか。	共同申請を行う場合には、事業者ごとに計画を記載してください。その際、認定申請書は、事業者ごとに計画を作成し、共同申請であることが分かるように「1 名称等」の箇所に共同申請を行う全ての事業者に関する情報を記載し、全事業者分の書類をまとめて提出するようお願いします。

番号	質問	回答
2. 供給確保計画の内容（取組方針第3章等への対応）		
(1)	取組方針第3章各節に規定されている事項については、全て申請様式中に記載する必要がありますか。	取組方針第3章中第1節から第6節までについては、各節に規定される要件を満たしていることがわかるように記載する必要があります。第7節については、該当する場合には同節に規定される要件を満たしていることがわかるように記載する必要があります。第8節については、経済産業大臣による配慮事項となります。地域経済への貢献や雇用創出効果等については申請時に記載をいただくことで、係る供給確保計画の認定審査時にその記載内容も踏まえて審査が行われることとなります。
(2)	取組方針第3章第1節に規定される取組内容は、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	例えば、「4 取組の内容及び目標」の各記載欄に、その取組の内容を具体的かつ明確に記載してください。
(3)	取組方針第3章第2節に規定される目標は、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	例えば、「4 取組の内容及び目標」の各記載欄に、その目標の内容を具体的かつ明確に記載してください。
(4)	取組方針第3章第2節i.及びii.に規定される目標は、必ず2021年を起点として記載する必要がありますか。	2021年を起点として記載されている必要があります。
(5)	取組方針第3章第2節ii.に規定される目標は、研究開発のみが想定されておりその後の国内生産能力強化が想定されていない場合についてはどのように記載すれば良いでしょうか。	生産能力強化が想定されていない研究開発の取組は認定の対象外となります。ただし、研究開発及びその後の生産能力強化までを取組として想定する供給確保計画申請において、いずれか一方のみを支援措置の対象として想定し申請を行うことは可能です（関係記載箇所：「5 計画の実施内容」各記載欄等）。
(6)	取組方針第3章第2節iii.の「以下に掲げる事項」については、網羅的に記載する必要があるのでしょうか。	これらの事項は取組の効果を立証するための記載事項の一例ですが、可能な限り網羅的、具体的かつ明確に記載いただくことが、取組の実効性を明確にするために重要であり、その記載内容も踏まえて審査が行われることになります。
(7)	取組方針第3章第2節iii.の「以下に掲げる事項」については、いずれも国際的に高い水準にあることが求められるのでしょうか。例えば、現時点で生産・供給能力が国内外トップレベルでない場合や、国内他社や海外市場におけるシェアを有していない場合には、申請の対象外となるのでしょうか。	一定の閾値は設定されていませんが、安定供給の観点からは、高い国際競争力を有している製品について当該国際競争力を維持・強化する取組であることが望ましく、関連する記載内容も踏まえて審査が行われることになります。
(8)	取組方針第3章第3節に規定される事項への該当性は、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当の欄にチェックを入れてください。
(9)	取組方針第3章第3節（1）に規定される内容を満たしているかは、どのように判断すれば良いでしょうか。	申請者やそのサプライヤーの生産・供給能力や調達リスク、関係する市場構造の将来の見込み等を踏まえた計画が整備されているかを踏まえて判断してください。
(10)	取組方針第3章第3節（2）に規定される内容を満たしているかは、どのように判断すれば良いでしょうか。	国内関係法令を遵守するための体制や規程の有無等により判断してください（例：安全保障貿易管理に関する審査・申請を行うための部署が設置されている等）。
(11)	取組方針第3章第3節（3）に規定される内容を満たしているかは、どのように判断すれば良いでしょうか。	災害時やサプライチェーン途絶等の不測の事態に際しての事業継続計画（BCP）の有無等により判断してください。
(12)	取組方針第3章第4節に規定される期限や時期は、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	例えば、「4 取組の内容及び目標」や「5 計画の実施内容」の各記載欄に、その取組の期限や時期を明確に記載してください。なお、取組期間には、支援措置の対象として想定する取組以外の取組に関するものも含まれます。
(13)	取組方針第3章第4節に規定される「国内生産能力強化に関する事項として想定する設備投資等が10年以上にわたり行われる必要はないですが、供給確保計画の認定の対象となるには、係る国内生産能力強化について、取組方針第2節i.及びii.に規定される目標を満たすものである必要があります。また、取組期間には、支援措置の対象として想定する取組以外の取組に関するものも含まれます。」の意味はどのようなことでしょうか。	国内生産能力の強化に関する取組を10年以上にわたり行うこととしている供給確保計画が認定の対象になることを指します。この場合、支援措置の対象として想定する設備投資等が10年以上にわたり行われる必要はないですが、供給確保計画の認定の対象となるには、係る国内生産能力強化について、取組方針第2節i.及びii.に規定される目標を満たすものである必要があります。また、取組期間には、支援措置の対象として想定する取組以外の取組に関するものも含まれます。
(14)	取組方針第3章第5節に規定される体制については、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	取組方針第5節（1）及び（3）に規定される事項については、「6 取組の実施体制」の記載欄に、その内容を記載してください。同（2）に規定される事項については、「5 計画の実施内容」の「（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」の記載欄に、その内容を記載してください。
(15)	取組方針第3章第5節（1）に規定される内容を満たしているかは、どのように判断し記載すれば良いでしょうか。	供給確保計画の対象とする取組を実施する部署や責任者、人員等が、管理体制も含めて明確に構築されているかを踏まえて判断し記載してください。

番号	質問	回答
(16)	取組方針第3章第5節（2）に規定される内容を満たしているかは、どのように判断し記載すれば良いでしょうか。	供給確保計画の対象とする取組の実施の必要な資金調達に関して、調達方法やその額が年度毎に明確に計画されているかを踏まえて判断し記載してください。なお、係る判断・記載に際しては、資金の額や使途についてもその適切性を精査する必要があることから、「4 取組の内容及び目標」や「5 計画の実施内容」に記載された内容及びその裏付けとなる書類（例：必要金額の算積（総額及び年度毎のもの）やその根拠となる見積書類等）も踏まえて審査が行われることになります。
(17)	取組方針第3章第5節（3）に規定される内容を満たしているかは、どのように判断し記載すれば良いでしょうか。	申請している取組に関するものも含め、社内において適切な情報管理や技術流出防止を行うための管理部署の設置や責任者、人員等の体制が構築されているか、情報管理や技術流出防止に関する内規が定められているか等を踏まえて判断し記載してください。
(18)	取組方針第3章第6節に規定される事項への該当性は、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	第3章第6節（1）需給ひっ迫時の対応、（2）供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発については「8 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置」の該当の欄にチェックを入れてください。また、（3）技術流出防止措置については「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」のうち「取組の実施に際して自組織内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点からの、組織の実情・規模に応じた対策の措置状況」の項目に、その内容を記載してください。
(19)	取組方針第3章第6節（3）に規定される「コア技術」の詳細な定義を教えて下さい。また、申請様式においてどのような技術を記載すれば良いでしょうか。	「生産に有用かつ中核的な技術」は、計画の認定対象である製品を生産する際に必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術を指します。 「当該取組の成果である技術」は、当該取組が研究開発であった場合に、当該取組によって開発される技術を指します。 「公然と知られていないもの」は、特許出願の公開、論文発表などの方法によって公の場に発表されておらず、かつ申請者を含む限られた関係者しか知らないものを指します。 コア技術の申請様式への記載については、個々の部品の性能や製造方法に差があるため、申請者にてコア技術の定義に沿った技術を具体的に記載下さい。コア技術の妥当性について、判断に迷う場合は経済産業省 製造産業局 産業機械課まで御相談ください。
(20)	取組方針第3章第6節（3）に規定される「コア技術の実現に直接寄与する技術」とは、具体的にどのような技術でしょうか。	「コア技術の実現に直接寄与する技術」は、その技術を知ることでコア技術が漏洩する可能性がある技術を指します。例えば、コア技術の開発手順や、製造に必須となる製造装置のパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当します。
(21)	取組方針第3章第6節（3）技術流出防止措置の実施は、過去に認定を受けた事業計画も対象に含まれるのでしょうか。	取組方針の改定（令和6年3月26日）以降に、安定供給確保に係る取組として新たに認定された事業計画が対象となります。
(22)	取組方針第3章第6節（3）技術流出防止措置の実施主体は申請者のみでしょうか。	技術流出防止措置を実施する者は申請者だけでなく、コア技術を供与されるグループ会社も対象に含みます。 措置（ア）～（ウ）について、グループ会社を対象として考えた場合、具体的には以下内容となります。 (ア) グループ会社内のコア技術等にアクセス可能な従業員を制限し、管理体制や規程の整備を講じること。 (イ) グループ会社内において（ア）に規定する従業員からの技術流出措置を講じるとともに、守秘義務の誓約を得ること。また、退職後の競業避免義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。 (ウ) グループ会社ではなく、グループ会社の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講じることを求める、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。 なお、コア技術を供与されるグループ会社が存在する場合、添付資料3「取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類」に、申請者の措置の他、グループ会社の措置についても記載ください。
(23)	取組方針第3章第7節に規定する事項は、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	「10 申請者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）」に、その内容を記載してください。
(24)	取組方針第3章第8節に規定する事項は、申請様式のいずれの箇所に記載すれば良いでしょうか。	「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄に、その内容を記載してください。例えば、申請に係る供給確保計画に関連して、工場等の立地地域における人材の雇用やパートナーシップ構築宣言への参加など、サプライチェーンを構築する企業との連携を通じた地域経済への裨益等が期待される場合には、その内容を「その他取組方針への適合性に関する事項」に記載してください。
(25)	取組方針第6章第2節に規定する事項（及び係る規定に言及する第3章第8節）に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えば良いでしょうか。	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインに基づく組織内の対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載してください。
(26)	取組方針第6章第3節に規定する事項（及び係る規定に言及する第3章第8節）に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えば良いでしょうか。	「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」（経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構（IPA））や「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」（IPA）といったガイドラインや組織内の脆弱性診断の結果等を踏まえ、サイバーセキュリティ確保のために講じている対策（対応計画・緊急対応体制等の整備）について記載してください。
(27)	申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、（注4）に規定された「外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況（技術情報の流出等）」については何を記載すれば良いでしょうか。	申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により安定供給の適切性が影響を受けないこと（例えば、技術情報の流出や、安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないこと）を確認の上、その旨を記載してください。

番号	質問	回答
(28)	申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、(注4)に規定された「コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況」については何を記載すれば良いでしょうか。	<p>例えば以下の資料の整備状況を記載してください。また、併せて当該資料を提出してください。判断に迷うものがあれば、経済産業省製造産業局産業機械課（工作機械関係）又はロボット政策室（産業用ロボット関係）まで御相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等）</li><li>・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料</li><li>・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表</li></ul>

番号	質問	回答
(29)	<p>申請様式中「5 計画の実施内容」の「(3) 取組において支援措置の対象とする内容」として提出が求められている必要金額の積算について、指定の様式はありますか。</p> <p>指定様式として別紙1（総括表・費用明細表）と別紙2（設備投資・技術開発合算総括表）を用意しております。</p> <p>①認定申請をされる計画の中で国内生産能力強化・研究開発のいずれかのみを実施する場合 ⇒別紙1（総括表・費用明細表）を作成・提出してください。</p> <p>②認定申請をされる計画の中で国内生産能力強化・研究開発のいずれも実施する場合 ⇒別紙1（総括表・費用明細表）及び別紙2（設備投資・技術開発合算総括表）を用い、それぞれ以下のとおり作成・提出してください。</p> <p>(1) 全期間総括表⇒別紙1は記載せず、別紙2の「(1) 全期間総括表」を作成・提出してください。</p> <p>(2) 助成先総括表⇒国内生産能力強化・研究開発それぞれについて別紙1を作成・提出してください。また、追加で別紙2の「(2) 助成先総括表」を作成・提出してください。</p> <p>(3) 委託・共同研究先総括表⇒研究開発について別紙1を作成・提出してください。</p> <p>(4) 項目別明細表（助成先用）⇒国内生産能力強化・研究開発それぞれについて別紙1を作成・提出してください。</p> <p>(5) 項目別明細表（委託・共同研究先用）⇒研究開発について別紙1を作成・提出してください。</p> <p>助成金交付の対象となる具体的な費用や記載方法等について御不明点があれば経済産業省製造産業局産業機械課（工作機械関係）又はロボット政策室（産業用ロボット関係）まで御相談ください。</p> <p>なお、記載いただいた積算の内容については、安定供給確保支援独立行政法人（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO））へ助成金交付の申請を行う際に、交付申請書（様式第1）の添付資料1の別紙2又は別紙3に転記して提出していただくことになります。</p> <p>※関連資料については、以下URLから御確認ください。</p> <p>【別紙1（総括表・費用明細表）】 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/robot/robot_yoshiki_01_01.xlsx">https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/robot/robot_yoshiki_01_01.xlsx</a></p> <p>【別紙2（設備投資・技術開発合算総括表）】 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/robot/robot_yoshiki_01_02.xlsx">https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/robot/robot_yoshiki_01_02.xlsx</a></p> <p>【NEDO助成金交付規程】 <a href="https://www.nedo.go.jp/content/100959089.pdf">https://www.nedo.go.jp/content/100959089.pdf</a></p> <p>【NEDO関連様式】 <a href="https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/secure_stable_supply_koufukitei_yoshiki.html">https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/secure_stable_supply_koufukitei_yoshiki.html</a></p>	

### 3. 支援対象の範囲

(1)	認定取得前から発注・契約を行った場合、係る事前着手分についても助成を受けることは可能でしょうか。	本法律に基づく工作機械及び産業用ロボットに係る認定供給確保計画による取組への助成は、当該計画に係り認定日以降に発生（発注・契約）したか、助成対象費用に該当するものが対象となります。 ただし、認定から安定供給確保支援独立行政法人（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO））からの助成金交付決定までは一定の期間が必要となるところ、この間に発注・契約が必要となる取組がある場合には、申請様式の「5 計画の実施内容」の「(3) 取組において支援措置の対象とする内容」に、取組ごとに「当該取組については、計画認定後、助成金交付決定前であっても速やかに着手したい。」旨明記した上で申請を行ってください。
(2)	認定申請に係る投資計画が既公表である場合には、申請様式に記載する必要があるでしょうか。	「4 取組の内容及び目標」の「(3) 取組の内容及び目標数値」や「5 計画の実施内容」の「(3) 取組において支援措置の対象とする内容」等の記載欄に、そのことがわかるように記載してください。
(3)	取組方針第2章第2節（1）や第3章第1節に規定されている品目は、必ず工作機械又は産業用ロボット向けである必要があります。申請時にもこのことがわかるように記載する必要があります。	取組方針にも規定されている通り、必ず工作機械又は産業用ロボット向けである必要があります。申請時にもこのことがわかるように記載する必要があります。